

令和5年7月18日

保護者様

県立尼崎西高等学校  
校長 長谷部 元祥

通学における電動キックボードの使用について（ご連絡）

小暑の候、保護者の皆様にはますますご健勝のことと拝察いたします。

平素は本校の教育活動に対し、ご理解ご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、道路交通法改正（令和5年7月1日）により新たな車両区分に特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）が追加されました。本校では従来の規定どおり自転車（車両区分として軽車両）は通学時の利用を許可制にし、特定小型原動機付自転車および特例特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）は通学手段として認めません。

なお、電動キックボードに限らず、自転車においても本校の許可なく通学時において乗用し、万が一、怪我等が発生してもスポーツ振興センターの補償対象にならないことを申し添えます。

なお、交通手段を変更する場合は、学年担当までご連絡願います。

(参考)

本校諸規則

- ①交通ルールを厳守する。
- ②自転車通学は許可制とする。また、自転車保険には必ず加入するとともに、二人乗り、傘さし運転、並走、携帯電話の操作やヘッドフォンをしながらの運転などは、-事故につながる危険な行為であり絶対に行わない。

改正道路交通法（令和5年7月1日施行）

特定小型原動機付自転車および特例特定小型原動機付自転車はナンバープレートが必要で、車両が道路運送車両法の保安基準に適合していること、自賠責保険の加入が必要であること、また車両に応じて速度制限や走行場所などの交通ルールが定められており、免許不要であり16歳以上は使用できることとなっています。

# 道路交通法の基準に適合しない 電動アシスト自転車に注意！

- 電動アシスト自転車には以下①～③を含め、道路交通法の定める基準があります。
  - ペダルをこがないと走行しない構造であること
  - 人の力「1」に対して、電気モーターによるアシスト力は最大で「2」まで
  - アシスト力は10km/hを超えたら徐々に減り、24km/hで「0」になること



①ペダルをこがないと  
走行しないこと



②人の力：アシスト力  
= 1:2(最大)であること

③アシスト力は24km/h  
で「0」になること

## 商品テストの結果

電動アシスト自転車としてインターネットで販売されていたうちの10銘柄を調べたところ…

- 9銘柄で道路交通法の定めるアシスト比率の上限値を超え、基準に適合していませんでした。
- 6銘柄では、ほとんど人の力を要さずに加速し、24km/hを超えても電動力がアシストしていました。
- 公道を走行できること、性能確認を行っていることを明記していても、基準に適合していない銘柄がありました。
- 5銘柄でスロットル様のものが装着されており、うち2銘柄では操作すると加速しました。



24km/hを超えて  
継続してアシストしました



基準に適合しない電動アシスト自転車で道路を通行すると、  
**運転者** が罰則の対象になります。

## 消費者へのアドバイス

- 購入時はTSマークやBAAマークを目安に！
- 購入前に「型式認定」を取得しているか調べる！
- 「速度変更可能」や、スロットル付きから電動アシスト自転車への仕様変更可能をうたう商品に注意！

TSマーク  
BAAマーク



独立行政法人  
国民生活センター

令和5年6月30日まで

## 電動キックボード等 車両区分に応じた免許が必要

実証実験

原動機付自転車  
(注1)

法定速度30km/h

小型特殊自動車

最高速度15km/h以下

\* 実証実験で貸し渡される電動キックボード(エリア内に限る。)

令和5年7月1日から

改正道路交通法施行後

細分化

名称変更

新設

新設

## 電動キックボード等

一般

原動機付自転車(注1)  
法定速度30km/h

免許必要

免許不要

原動機付自転車

特定小型

原動機付自転車  
最高速度20km/h以下  
※速度抑制装置で制御

特例特定小型

原動機付自転車  
最高速度6km/h以下  
※速度抑制装置で制御

緑色点灯

緑色点滅

最高速度表示灯



※16歳未満は、運転禁止

特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)に関する交通ルール等について 警視庁(tokyo.lg.jp)

より